**運営指導における主な指導事項等**

**【指導事項】(改善報告書の提出を求めるもの)**（R7.5版）

|  |
| --- |
| **＜施行条例・基準省令＞**  **サービス提供の記録**（条例第２２５条、省令第１８１条）  ○　入浴が中止となった理由や清拭等の代替措置の記録を確認できない事例が  あった。提供したサービス内容等を適切に記録すること。  **指定特定施設入居者生活介護の取扱方針**（条例第２２７条　省令第１８３条）  ○　身体的拘束等適正化検討委員会の結果は、すべての介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  **業務継続計画の策定等**（条例第２３８条、省令第１９２条）  ○　新規採用職員に対し、業務継続計画に係る研修を実施し、明確に記録すること。  **非常災害対策**（条例第２３８条、省令第１９２条）  ○　浸水想定区域における避難確保計画を作成し、従業者への周知と訓練を行うこと。  **衛生管理等**（条例第２３８条、省令第１９２条）  ○　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。  〇　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  〇　新規採用職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施し、明確に記録すること。  **虐待の防止**（条例第２３８条、省令第１９２条）  ○　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  〇　虐待防止のための指針を整備すること。  〇　虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  **<告　示>**  **高齢者虐待防止措置未実施減算について**  〇　虐待防止のための措置を講じずに算定していた期間があった。算定要件を満  たしていないので、速やかに改善計画を福祉事務所に提出した後、事実が生じ  た月から３月後に改善計画に基づく改善状況を福祉事務所に報告し、事実が生  じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について  所定単位数から減算すること。  **夜間看護体制加算**  〇　重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていることを明確にすること。 |

**【注意事項】(改善報告書の提出を求めないもの)**

|  |
| --- |
| **<施行条例・基準省令>**  **サービス提供の記録**（条例第２２５条、省令第１８１条）  〇　週２回以上の入浴が確認できない利用者が認められた。基本的な介護サービ  スは確実に実施し、提供したサービスを記録すること。  ○　入浴中止となった時の清拭等の代替措置の記録を適切に記録すること。  **指定特定施設入居者生活介護の取扱方針**（条例第２２７条、省令第１８３条）  〇　継続している身体的拘束の必要性等について医師の所見を確認すること。  ○　継続している身体的拘束等は、その必要性について拘束の三要件（切迫性、  非代替性、一時性）を踏まえて、他の方法等を含め十分検討を行うこと  〇　身体的拘束等適正化委員会の結果は、すべての職員に周知徹底を図ること。  〇　すべての介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研  修を年２回以上定期的に実施したことを明確に記録すること。  **特定施設サービス計画の作成**（条例第２２８条、省令第１８４条）  ○　特定施設サービス計画は適切に更新すること。  ○　特定施設サービス計画は、適切に利用者の同意を得ること。  ○　特定施設サービス計画を作成するときは、適切に利用者家族に説明し同意  を得ること。あらかじめ電話等で同意を得ている場合は、その旨を記載して  おくこと。  **業務継続計画の策定等**（条例第２３８条、省令第１９２条）  〇　すべての介護職員その他の従業者に対し、業務継続計画に係る研修及び訓練  を年２回以上定期的に実施したことを明確に記録すること。  **非常災害対策**（条例第２３８条、省令第１９２条）  〇　防火管理者変更に伴う消防計画を策定し、速やかに届出を行うこと。  〇　防災訓練は年２回実施し、そのうち１回は夜間想定とすること。  〇　消防設備点検の結果、不良箇所が判明した場合には、速やかに改善すること。  〇　避難確保計画に基づく避難訓練を実施すること。  **衛生管理等**（条例第２３８条、省令第１９２条）  〇　感染対策委員会の結果は、すべての職員に周知徹底を図ること。  **事故発生時の対応**（条例第２３８条、省令第１９２条）  〇　骨折等で医療機関を受診又は入院した事故が発生した時は、危機管理マニュ  アルに従い、市町村及び県福祉事務所にも事故報告等を提出すること。  **虐待の防止**（条例第２３８条、省令第１９２条）  〇　高齢者虐待防止委員会の結果は、すべての職員に周知徹底を図ること。 |

**施行条例：介護保険法施行条例**

**基準省令：指定居宅サービス等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準**

**告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準**